

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	志摩市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.shima.mie.jp/shisei/joreikisokuseido/johokokai_kojinjohohogo/index.htm

執行機関名 志摩市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	Z	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)による障がい者、一人親家庭等の母若しくは父若しくは児童又は子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	37	
番号法別表第2の項	57	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		志摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年志摩市条例第23号)別表第1 第1の項 志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)による障がい者、一人親家庭等の母若しくは父若しくは児童又は子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号) 志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第86号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)第3条及び第4条第1項 志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第86号)第3条及び第4条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親等の医療費の一部助成に係る受給資格の認定にかかる事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)第3条及び第4条第1項 志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第86号)第3条及び第4条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)第4条第1項 志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第86号)第3条及び第4条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)第3条及び第4条第2項 志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第86号)第3条及び第4条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親等の医療費の一部助成に係る受給資格の更新にかかる事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 二	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)第3条及び第4条第2項 志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第86号)第3条及び第4条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)第3条及び第4条第2項 志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年規則第86号)第3条及び第4条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		